

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（21）
2. 日時：令和2年7月29日（水）10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

 实用炉審査部門

 角谷管理官補佐、御器谷管理官補佐、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、
 照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

 北海道電力株式会社

 原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー 他9名※

 東北電力株式会社

 原子力本部 原子力部課長 他6名※

 東京電力ホールディングス株式会社

 原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー 他4名※

 北陸電力株式会社

 原子力部原子燃料技術チーム統括 他9名※

 中国電力株式会社

 電源事業本部原子力運営グループマネージャー 他6名※

 四国電力株式会社

 原子力部運営グループリーダー 他10名※

 電源開発株式会社

 原子力技術部安全総括室（安全計画）総括マネージャー 他10名※

 日本原子力発電株式会社

 発電管理室プラント管理グループ課長 他2名※

 九州電力株式会社

 原子力発電本部原子力発電グループ副長 他9名※

5. 要旨

- （1）事業者から、令和2年5月28日に提出された保安規定認可申請書及び令和2年5月29日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年7月28日の提出資料に基づき説明があった。
- （2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 設計管理を保全の実施の中に位置付けることにより、保全計画の一部となる工事計画説明書の作成プロセスは設計管理の対象から外れることになるため、保安規定上の整理と齟齬を来さないか確認し、整理して説明すること。
 - 使用前事業者検査（溶接）の工程において、検査実施箇所と工事実施箇所が

行う部分を明確にした上で、先行炉との比較を行い、検査の独立性の確保について説明すること。その上で、保安規定第14条5項の記載の要否について検討すること。

(3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし